経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年1月25日

国立研究開発法人土木研究所

◎調達機関番号　809　◎所在地番号　08

1　改正された規則の名称等

国立研究開発法人土木研究所政府調達に関する特例規程

（https://www.pwri.go.jp/jpn/about/pwri-info/jouhou/docs/tokureikitei.pdf参照）

2　この公表に関する問合わせ先

国立研究開発法人土木研究所　総務部会計課

ＴＥＬ029―879―6878

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年1月25日

独立行政法人航空大学校

◎調達機関番号　556　◎所在地番号　45

1　改正された規則の名称等　独立行政法人航空大学校「政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程」

（http://www.kouku-dai.ac.jp参照）

2　この公表に関する問合せ先

独立行政法人航空大学校事務局会計課

ＴＥＬ0985―51―1212

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年1月25日

中日本高速道路株式会社

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成26年規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の次に「（平成7年政令第372号）」を加える。

第3条の次に次の1条を加える。

（参加のための条件）

第3条の2　契約責任者（契約規則第3条に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

第4条第1項中、「契約規則第10条の規定による審査」を「契約規則第10条の規定による資格登録の審査」に改め、後段として次のように加える。

この場合において、資格登録を希望する者はいつでも審査を申請することができることとし、かつ、総務本部長は合理的に短い期間内に、資格登録を希望する者に対し資格登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。

第4条第2項中、「一般競争に参加するのに必要な資格」を「一般競争に参加する者に必要な資格」に改める。

第5条第1項中、「（契約規則第3条に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）」を削る。

第7条第4項第1号中、「前条第1項第六号」を「前条第1項第6号」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（技術仕様）

第9条の2　契約責任者が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

一　契約の対象である物品等又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。

二　客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2　契約責任者は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、入札公告において又は入札公告若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

第10条第1号中、「第6条第1項第八号」を「第6条第1項第8号」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（落札）

第10条の2　契約責任者は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した入札者に確認を求めることができる。

第12条第1項後段中、「入札者が無効」を「入札者の入札が無効」に改める。

第15条中、「職員」を「社員」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（実施手続）

第17条　この規程に定めるもののほか、特定調達契約に関する事務について必要な事項は、別に定める。

附　則

1　この規程は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

2　この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年1月25日

国立研究開発法人

海上・港湾・航空技術研究所

◎調達機関番号　811　◎所在地番号　13

1　改正された規則の名称等

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所政府調達に関する協定その他国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きに関する規程（https://www.mpat.go.jp/disclosure/source/mpat_seifutyotatu.pdf参照）

2　この公表に関する問合せ先

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所　総務部会計課契約係　ＴＥＬ0422―41―3032

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年1月25日

国立大学法人東京農工大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

1　改正された規則の名称等

国立大学法人東京農工大学政府調達事務取扱規程（http://web.tuat.ac.jp/~kitei/act/frame/frame110000133.htm参照）

2　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人東京農工大学　財務部財務課総務係　ＴＥＬ042―367―5518

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年1月25日

国立大学法人九州工業大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　40

1　改正された規則の名称等

九州工業大学政府調達事務取扱要項（http://www.kyutech.ac.jp/media/001/201901/gov_procurement2018_1.pdf参照）

2　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人九州工業大学会計課契約第一係

ＴＥＬ093―884―3029

第明治三十五種郵便物認可
平成31年1月25日　金曜日　官　報　（号外政府調達第15号）　64

発行所　〒101-0051　東京都千代田区神田神保町二丁目四番地四　国立印刷局　電話　03（3887）4294

定価　一カ月一、六四一円（本体一、五一〇円）　本号一部　二八〇円（本体二六〇円）　（配送料別）